

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 市税における猶予制度

○ 徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予が認められることがありますので、萩市役所 収納課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、市税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、市税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、市税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

萩市役所 収納課において所定の審査を早期に行います。

猶予が認められると・・・

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じ更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

○ 申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、萩市役所 収納課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

※ お気軽にご相談下さい! (萩市役所 収納課 0838-25-3209)

